

給与課税にならない 経済的利益その2

税理士 柏木 修一

N02603 従業員レクリエーション旅行や研修旅行

● 従業員レクリエーション旅行について

従業員レクリエーション旅行の場合は、その旅行の内容（旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合・使用者及び参加従業員等の負担額及び負担割合など）を総合的に勘案して、社会通念上一般に行われているレクリエーション旅行と認められるもので、その旅行によって従業員に供与する経済的利益の額が少額の現物給与は強いて課税しないという少額不追求の趣旨を逸脱しないものであると認められるものについては、その旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくてもよいことになっています。

なお、その旅行によって従業員に供与する経済的利益の額が少額の現物給与は強いて課税しないという少額不追求の趣旨を逸脱しないものであると認められ、かつ、その旅行が次のいずれも満たすものであるときは、原則として、その旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくてもよいことになっています。

(1) 旅行の期間が4泊5日以内であること。

海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること。

(2) 旅行に参加した人数が全体の人数の50パーセント以上であること。

工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の50パーセント以上が参加することが必要です。

(注1) 上記いずれの要件を満たしている旅行であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、参加者と不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされます。

(注2) 次のようなものについては、ここにいう従業員レクリエーション旅行には該当しないため、その旅行にかかる費用は給与、交際費などとして適切に処理する必要があります。

1. 役員だけで行う旅行
2. 取引先に対する接待、供応、慰安等のための旅行
3. 実質的に私的旅行と認められる旅行
4. 金銭との選択が可能な旅行

従業員レクリエーション旅行や研修旅行

● 研修旅行について

研修旅行が会社の業務を行うために直接必要な場合には、その費用は給与として課税されません。しかし、直接必要でない場合には、研修旅行の費用が給与として課税されます。

また、研修旅行の費用に会社の業務を行うために直接必要な部分と直接必要でない部分がある場合には、直接必要でない部分の費用は、参加する人の給与として課税されます。

例えば、次のような研修旅行は、原則として、会社の業務を行うために直接必要なものとはなりません。

- (1) 同業者団体の主催する、主に観光旅行を目的とした団体旅行
- (2) 旅行のあっせん業者などが主催する団体旅行
- (3) 観光渡航の許可をもらい海外で行う研修旅行

● 具体例

具体的には、次のように取り扱われるものと考えられます。

(注) 実際に従業員レクリエーション旅行を行った場合に、使用者が負担した費用が参加した人の給与として課税されるかどうかは、その旅行の内容を総合的に勘案して判定することとなります。

<事例 1 >

イ 旅行期間3泊4日

ロ 費用および負担状況 旅行費用15万円（内使用者負担7万円）

ハ 参加割合100パーセント

→旅行期間・参加割合の要件および少額不追求の趣旨のいずれも満たすと認められることから

原則として課税しなくてもよい

● 具体例

<事例 2>

- イ 旅行期間4泊5日
- ロ 費用および負担状況 旅行費用25万円（内使用者負担10万円）
- ハ 参加割合100パーセント

→旅行期間・参加割合の要件および少額不追求の趣旨のいずれも満たすと認められることから
原則として課税しなくてもよい

● 具体例

<事例3>

イ 旅行期間5泊6日

ロ 費用および負担状況 旅行費用30万円（内使用者負担15万円）

ハ 参加割合50パーセント

→旅行期間が5泊6日以上のものについては、その旅行は、社会通念上一般に行われている旅行とは認められないことから課税されます

所得税通達 36-30

●（課税しない経済的利益……使用者が負担するレクリエーションの費用）

使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者が、当該行事に参加しなかった役員又は使用人（使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く。）に対しその参加に代えて金銭を支給する場合又は役員だけを対象として当該行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくて差し支えない。

（注）上記の行事に参加しなかった者（使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を含む。）に支給する金銭については、給与等として課税することに留意する。

所得税通達 36-30

- **課税しない経済的利益**

- 使用者が負担するレクリエーションの費用の運用について（法令解釈通達）**

標記通達のうち使用者が、役員又は使用人（以下「従業員等」という。）のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、下記により取り扱うこととされたい。なお、この取扱いは、今後処理するものから適用する。おって、昭和61年12月24日付直法6-13、直所3-21「所得税基本通達36-30（課税しない経済的利益 使用者が負担するレクリエーション費用）の運用について」通達は廃止する。

（趣旨）

慰安旅行に参加したことにより受ける経済的利益の課税上の取扱いの明確化を図ったものである。

所得税通達 36-30

● 課税しない経済的利益

使用者が負担するレクリエーションの費用の運用について（法令解釈通達）

使用者が、従業員等のレクリエーションのために行う旅行の費用を負担することにより、これらの旅行に参加した従業員等が受ける経済的利益については、当該旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合・使用者及び参加従業員等の負担額及び負担割合などを総合的に勘案して実態に即した処理を行うこととするが、次のいずれの要件も満たしている場合には、原則として課税しなくて差し支えないものとする。

- (1) 当該旅行に要する期間が4泊5日（目的地が海外の場合には、目的地における滞在日数による。）以内のものであること。
- (2) 当該旅行に参加する従業員等の数が全従業員等（工場、支店等で行う場合には、当該工場、支店等の従業員等）の50%以上であること。

国税庁質疑応答事例 人間ドックの費用負担

● 照会要旨

A社では、社内規程を設け、役員及び使用人の健康管理の目的で、全員について春秋2回定期的に健康診断を実施しているほか、成人病の予防のため、**年齢35歳以上の希望者の全て**について2日間の**人間ドックによる検診を実施**しています。この検診は、会社と契約した特定の専門医療機関においてベッド数が確保できる範囲内で順次実施し、その検診料を会社で負担することとしていますが、この人間ドックによる検診を受けた人に対して、**会社が負担した検診料相当額を給与等として課税すべきですか。**

人間ドックの費用負担

● 回答要旨

給与等として課税する必要はありません。

役員や特定の地位にある人だけを対象としてその費用を負担するような場合には課税の問題が生じますが、役員又は使用人の健康管理の必要から、雇用主に対し、一般的に実施されている人間ドック程度の健康診断の実施が義務付けられていることなどから、**一定年齢以上の希望者は全て検診を受けることができ、かつ、検診を受けた者の全てを対象としてその費用を負担する場合には、給与等として課税する必要はありません。**

関連法令通達：所得税基本通達36-29

所得税通達 36-29

●（課税しない経済的利益……用役の提供等）

使用者が役員若しくは使用人に対し自己の営む事業に属する用役を無償若しくは通常の対価の額に満たない対価で提供し、又は役員若しくは使用人の福利厚生のための施設の運営費等を負担することにより、当該用役の提供を受け又は当該施設を利用した役員又は使用人が受ける経済的利益については、当該経済的利益の額が著しく多額であると認められる場合又は役員だけを対象として供与される場合を除き、課税しなくて差し支えない。

所得税通達 36-29 の 2

- (課税しない経済的利益……使用人等に対し**技術の習得等をさせるために支給する金品**)

使用者が自己の**業務遂行上の必要**に基づき、役員又は使用人に当該役員又は使用人としての**職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は免許若しくは資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用又は大学等における聴講費用**に充てるものとして支給する金品については、これらの費用として**適正なものに限り、課税しなくて差し支えない。**

所得税通達 36-50

● (課税しない経済的利益……用役の評価)

使用者が役員又は使用人に提供した用役については、当該用役につき通常支払われるべき対価の額により評価する。ただし、36-30に定める行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益で、その行事に参加しなかった役員又は使用人(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く。以下この項において同じ。)に対してその参加に代えて金銭が支給される場合に受けるものについては、その参加しなかった役員又は使用人に支給される金銭の額に相当する額とする。